

◆「高次脳機能障害」について

◎ 認知、行為（の計画と正しい手順での遂行）、記憶、思考、判断、言語、注意の持続などが障害された状態であるとされており、全般的な障害として意識障害や痲ほうも含まれます。

◆「麻痺の程度（高度、中等度又は軽度）」について

◎ 麻痺が「高度」とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性がほとんど失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作（下肢においては歩行や立位、上肢においては物を持ち上げて移動させること）ができないものをいいます。

麻痺が「中等度」とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が相当程度失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作にかなりの制限があるものをいいます。

麻痺が「軽度」とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が多少失われており、障害のある上肢又は下肢の基本動作を行う際の巧緻性及び速度が相当程度損なわれているものをいいます。

※「高度」、「中等度」又は「軽度」についての詳細は、10ページの1を参照してください。

3

非器質性精神障害の後遺障害の認定

【障害等級認定の時期】

うつ病やPTSD（外傷後ストレス障害）等、非器質性の精神障害については十分な治療の結果、完治には至らないものの、日常生活動作ができるようになり、症状がかなり軽快している場合には治癒の状態にあるものとして障害等級の認定を行います。

ただし、治療を行っても重い症状が続く場合には、さらに症状の改善が見込まれるので、原則として治療を継続します。

非器質性の精神障害の後遺障害として、

【障害等級認定の方法】

① 「抑うつ状態」、「不安の状態」、「意欲低下の状態」、「慢性化した幻覚・妄想性の状態」、「記憶又は知的能力の障害」、「その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）」といった「精神症状」が残った場合には、

② 「身辺日常生活」、「仕事・生活に積極性・関心を持つこと」、「通勤・勤務時間の遵守」、「普通に作業を持続すること」、「他人との意思伝達」、「対人関係・協調性」、「身辺の安全保持、危機の回避」、「困難・失敗への対応」
といった「能力に関する判断項目」について、

③ 「できない」、「しばしば助言・援助が必要」、「時に助言・援助が必要」、「適切又は概ねできる」

の4段階についての判定結果を踏まえて障害等級（第9・12・14級）を認定します。

【障害等級の例（一部）】

| | |
|------|--|
| 第9級 | 出勤することはできるが、家族等が促さなければ始業時刻に遅れることが常態である場合 |
| 第14級 | 通常は始業時間に遅れることなく自発的に出勤することができるが、時には遅れることがある場合 |

4

せき髄損傷の後遺障害の認定

【障害等級認定の方法】

麻痺の範囲（四肢麻痺、対麻痺又は単麻痺）及びその程度（高度、中等度又は軽度）についての判定結果を踏まえて障害等級（第1・2・3・5・7・9・12級）を認定します。

なお、せき髄損傷による障害には胸腹部臓器の障害やせき柱の障害を伴うことが多いことから、せき髄損傷に係る各等級にはそれらの障害が含まれたものとなっています。

ただし、胸腹部臓器の障害やせき柱の障害による障害の等級が麻痺により判断される障害の等級よりも重い場合にはそれらの障害の総合評価により等級を認定します。

【障害等級の例（一部）】

| | |
|-----|------------------|
| 第1級 | 高度の対麻痺が認められる場合 |
| 第2級 | 中等度の四肢麻痺が認められる場合 |
| 第3級 | 中等度の対麻痺が認められる場合 |